

議員案第2号

佐野市議会委員会条例の改正について

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年6月18日提出

提出者	佐野市議会議員	鈴木靖宏
賛成者	佐野市議会議員	菅原達
	〃	小暮博志
	〃	川嶋嘉一
	〃	横井帝之
	〃	小倉健一
	〃	滝田洋子

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐野市議会委員会条例（平成17年佐野市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「署名又は押印しなければ」を「署名しなければ」に改め、同条第2項中「又は押印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

委員会の記録における押印の扱いを改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議員案第2号参考資料

佐野市議会委員会条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。</p> <p>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。</p> <p>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第123条第3項の規定を準用する。</p> <p>3 (略)</p>